

令和4年12月22日  
令和4年度第3回評議会

# 令和4年度支部事業計画



全国健康保険協会 新潟支部  
協会けんぽ

## 令和4年度事業計画（新潟支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類の郵送化を促進するため、各種広報や研修会等において周知を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</p>

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関に申請書を配置するなど利用促進を図る。</li> </ul> <p>○ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PTTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得から間もない申請や、申請期間の直前に報酬改定が行われたような申請について特に重点的に審査を行う。</li> </ul> <p>○ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <p>①効果的な資格・外傷点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手順書及び毎月のスケジュールに基づき、システムを活用して効率的に実施する。</li> <li>・資格点検については、医療機関照会を遅滞なく実施する。</li> <li>・外傷点検については、負傷原因照会をしたうえで、第三者行為等については第三者行為届を確実に取得し求償する。</li> </ul> <p>②効果的な内容点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを活用した効率的・効果的な点検を実施する。</li> </ul>

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>・内容点検担当点検員のスキルアップのための勉強会及び研修会を実施する。</p> <p>・社会保険診療報酬支払基金との会議において、疑義案件について協議を行い、改善を図る。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <p>・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <p>・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</p> <p>・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>・柔道整復施術受診およびあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術受診における正しい知識を普及させるための広報を実施する。</p>

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <p>・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</p> <p>・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>・資格を喪失した加入者の保険証について、未回収者に対する催告と事前の周知広報を実施する。</p> <p>・就職を控えた学生等、間もなく保険証が切替わる者を対象に、説明やチラシ配布による周知を実施する。</p> <p>・資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し確実な回収に努める。</p> <p>・文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、費用対効果を踏まえた法的手続きにより回収に繋げる。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p>

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>○ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未提出の事業所に対し、文書や電話で早期の提出を促す。</li> <li>・ 未送達事業所は日本年金機構との連携により確実に送達する。</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする</p> <p>○ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>○ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟か</li> </ul>

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>つ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 335,553人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 70.9%（実施見込者数： 237,910人）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 12.2%（取得見込者数： 40,940人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数： 84,802人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 38.3%（実施見込者数： 32,480人）</li> </ul> </li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診受診勧奨及び事業者健診新運用スキームの制度を掲載したリーフレットを作成し、事業所への送付、または健診機関を通じた配布を行い、制度周知と実施促進を図る。【新規】</li> <li>・健診実施率の低い業態（運輸業など）における健診保健指導実施率向上のため、事業所カルテを活用し、業界団体と健康課題を共有するとともに、業界団体と連携した広報活動や、連名での文書発送を行い、受診勧奨や健康づくりについて協働で取り組む。【新規】</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規適用事業所（月毎）並びに新規加入の35歳以上任継被保険者（奇数月）へ健診案内を送付し、生活習慣病予防健診の受診促進を図る。</li> <li>・健診委託機関及びその附属施設の健診予約状況を、地域毎で検索できる「健診予約状況サイト」を支部ホームページに掲載し、受診促進につなげる。</li> <li>・生活習慣病予防健診実施機関の少ない地域や未受診者の多い地域において、受診率が低い事業所及びそこに勤務する被保険者を対象に、集団会場を設けた生活習慣病予防健診・特定保健指導を実施し、受診率の向上を図る。</li> <li>・労働局等の関係団体と協会けんぽとの連名文書を送付し、その後に民間委託業者による同意書取得の電話勧奨を実施する。また、同意書取得済で、健診結果データ提供のない事業所へ民間業者から架電をして、同意書記載内容の確認を行い、必要に応じて同意書の再取得や紙媒体での提供を促し、取得促進を図る。 その後、同意書等の受付管理及び紙媒体健診結果のデータ化を併せて委託することで業務の効率化を図る。</li> <li>・4年度末に令和5年度健診年次案内を送付し、事業所及び受診対象者への受診促進を図る。</li> </ul> <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査・特定保健指導を集団方式により実施し、受診率の向上を図る。 なお、協定市においては、連携事業によるがん検診を併せて実施する。</li> <li>・市町村が主催する集団健診の開催案内を送付する。</li> <li>・40歳以上の新規加入者に対し、健診案内を奇数月の隔月に発送し、特定健診の受診率の向上を図る。</li> <li>・40歳代の特定健診対象者に、イベント・冊子・動画配信等を組み合わせたコンテンツを提供することで、健康意識の醸成を図るとともに、年間を通じたコンテンツの中に、特定健診の受診を組み合わせることにより、受診促進に繋げる。</li> </ul> <p>【拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を70.9%以上とする</li> <li>② 事業者健診データ取得率を12.2%以上とする</li> <li>③ 被扶養者の特定健診実施率を38.3%以上とする</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p><b>【重要度：高】</b>          特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b>          健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。          なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 48,797人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 30.5%（実施見込者数： 14,890人）</li> </ul> <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 2,923人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 14.0%（実施見込者数： 410人）</li> </ul> <p><b>【具体的事項】</b></p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導未実施の大規模事業所や健康宣言事業所に訪問し、事業所カルテを活用した特定保健指導の実施に向けて勧奨を実施する。</li> <li>・ 特定保健指導委託機関を訪問等し、定期的な個別打ち合わせを行い、各委託機関の特定保健指導実施計画に基づいた進捗状況確認や課題解決を継続的に話し合い、特定保健指導の実施促進を図る。【拡大】</li> <li>・ 保健師等の知識・技術向上のため、本部作成「人材育成プログラム」に基づき、契約保健師への育成を実施する。併せて集合研修方式の支部内研修会を年6回開催する。</li> </ul> <p>また、グループ長と契約保健師等との個別面談を行い、個人の課題解決を図るとともに実績向上につなげる。</p>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導対象者の利便性向上のため、ICTを活用した特定保健指導を実施する。【拡大】</li> <li>・ 特定保健指導対象者の改善意欲向上と改善成果を確認するために血液検査等検査を実施する。</li> </ul> <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導未実施者に対し、再利用勧奨を行い、貸し会議室等やICTを活用した協会保健師等による特定保健指導を実施する。【新規】</li> <li>・ 新潟市との連携による特定健診とがん検診の同時受診をした方のうち、特定保健指導対象者へは、集団会場にて健診結果手渡し方式で委託機関による特定保健指導を実施する。 協会けんぽ主催の集団健診会場にて、健診当日の特定保健指導分割実施を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を30.5%以上とする          ②被扶養者の特定保健指導の実施率を14.0%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p><b>【重要度：高】</b>          要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,350人</p> <p><b>【具体的事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託による電話での受診勧奨を新潟支部適用の一次（新規該当のみ）・二次勧奨対象者（全て）実施。併せて事業主へ事業所の健康度が把握できる事業所カルテと受診勧奨協力依頼文書を送付し、その後に委託による電話での協力依頼を行う。【拡大】</li> <li>・ 受診勧奨対象者のうち、重症度の高い連続該当者が在勤する事業所へ訪問し、事業主や健診担当者にインセンティブ制度の周知と受診勧奨への協力依頼を行う。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診結果で血圧・血糖値が要治療・要精検と診断された被保険者に対し、健診結果が出た直後に健診実</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>施機関から医療機関受診結果回答はがきを配布と受診勧奨を行う。必要に応じて、医療機関への連携または外来予約を行う。【拡大】</p> <p>■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南魚沼地域との連携による腎専門医への受診勧奨として対象者を抽出し、受診勧奨文書と専門医への紹介状を兼ねた文書の送付を実施する。</li> <li>・協定締結に基づく上越市・魚沼市・見附市の保健師や栄養士による協会加入者への人工透析予防サポートを促進する。併せて、協会保健師による電話での受診勧奨を行う。</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</li> <li>・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。</li> <li>・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データヘルス計画促進のため、「にいがた健康経営宣言」事業所拡大に向けた事業所訪問・電話勧奨を実施する。</li> <li>・「にいがた健康経営宣言」事業所に「事業所カルテ」を提供し、健康度や課題点を確認してもらう。</li> <li>・健康経営普及に向け、経済団体、新潟県、新潟市、保険会社等と連携した事業を実施する。</li> <li>・自治体、関係団体と協力連携し、事業所でのメンタルヘルス対策窓口設置と広報による案内周知を行う。 （目標）「健康経営優良法人2023」認定 大規模法人部門8件、中小規模法人部門200件</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>■ KPI：健康宣言事業所数を810事業所以上とする</p> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>v) 各種保健事業の展開</p> <p>加入者の疾病予防や健康増進を図るため、地域の実情に応じて、創意工夫した取組みを進める。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の歯・口腔内の健康づくりの推進に向けた取組みとして、事業所向けの歯科衛生士による歯の健康講話の実施（対面、あるいはIGT等）し、健康への意識・行動の醸成を図るとともに生活習慣病予防につなげる。</li> <li>・協定締結に基づく自治体等と連携事業を実施する</li> </ul> <p>○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <p>〈広報〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部で作成した広報素材（「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主な広報テーマとした、加入者・事業主等に幅広く情報発信するための広報素材と支部で制作した動画等を活用した広報を行う。</li> <li>・加入者や事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員アンケートの回答を基にした広報活動を実施する。</li> <li>・ラジオ等を活用した重点広報を実施する。</li> <li>・年間を通じた広報誌を発行する。 ◆けんぽ通信 ◆社会保険にいがた（一般財団法人新潟県社会保険協会発行）</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌において、協定締結をしている、歯科医師会、薬剤師会へ記事提供を依頼し、内容の充実を図る。</li> <li>・ホームページ、メールマガジンの登録数の拡大と内容の充実を図る。 (加入者の視点に立ったわかりやすく工夫した誌面作り)</li> <li>・関係団体と連携し、各種行事やイベントの場を活用したブース出展、健康相談、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを進めるための啓発活動を実施する。</li> </ul> <p>〈健康保険委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新適事業所における委嘱を迅速に勧奨する。また、業種別・規模別に効果的・効率的な委嘱勧奨を行う。</li> <li>・健康保険委員向けインセンティブを拡大する。 (けんぽ通信 Premium の定期発行・協会けんぽのしおりの発行・研修会の開催)</li> </ul> <p>■ K P I : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.0%以上とする</p> <p>○ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>【具体的事項】</p> <p>&lt;課題分析&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</li> <li>・「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」において分析結果を踏まえ、使用促進に向けて意見発信する。</li> </ul> <p>&lt;医療機関・薬局へのアプローチ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</li> </ul> <p>&lt;加入者へのアプローチ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品を正しく理解してもらうため、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール・冊子を配布する。</li> <li>・県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が安心して使用できるような記事を広報誌・ホームページ・メルマガに掲載する。</li> </ul> <p>■ K P I : ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする。 (※) 医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>○ インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。</li> </ul> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部の重点広報の位置づけとしてラジオ等による広報を実施する。</li> <li>・特定保健指導実施率の低い事業所等、ターゲットを絞った事業所訪問を行い、インセンティブ制度の重要性を伝える。</li> <li>・広報誌・ホームページ・メールマガジンを活用した広報を実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『『日本再興戦略』改訂 2015』や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p>○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて意見発信を行う。</li> </ul>



分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> </ul> <p><b>【具体的事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果データから二次医療圏別、市町村別に分析し、HP掲載や意見発信を行う。</li> <li>上手な医療のかかり方について、広報誌・ホームページ・メルマガ等で記事を掲載、各種研修会でのチラシの配布、動画等の広報を行う。</li> </ul> <p>■ K P I : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p><b>【重要度：高】</b> 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>

分野	具体的施策等
3. 組織・運営体制関係	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた、人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。</li> <li>※山崩し方式の確実な定着に向け、日々の進捗管理と業務処理マニュアルに沿った事務処理の正確迅速な業務処理体制の構築を図る。</li> </ul> </li> <li>② 人事評価制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</li> </ul> </li> <li>③ OJTを中心とした人材育成 (On The Job Training) <ul style="list-style-type: none"> <li>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>※自ら育つ職員の育成に向けて本部研修及び支部必須研修の実施だけでなく、支部の課題に応じた研修を実施する。</li> </ul> </li> <li>④ 本部・支部間の連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組を実施する。</li> </ul> </li> <li>⑤ 支部業績評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。</li> <li>※各部門における評価項目の進捗状況管理や定期的に他支部との比較を行いながら業績向上を図る。</li> </ul> </li> </ol> <p>II) 内部統制に関する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 内部統制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進</li> </ul> </li> </ol>

分野	具体的施策等
3. 組織・運営体制関係	<p>める。</p> <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> </ul> <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検を実施する。</li> </ul> <p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聴き取り調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。</p>